

第45号議案

長崎市地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化
のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正
する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	1
2 条例の新旧対照表	4
3 関係法令（抜粋）	7

理 財 部

令和4年2月

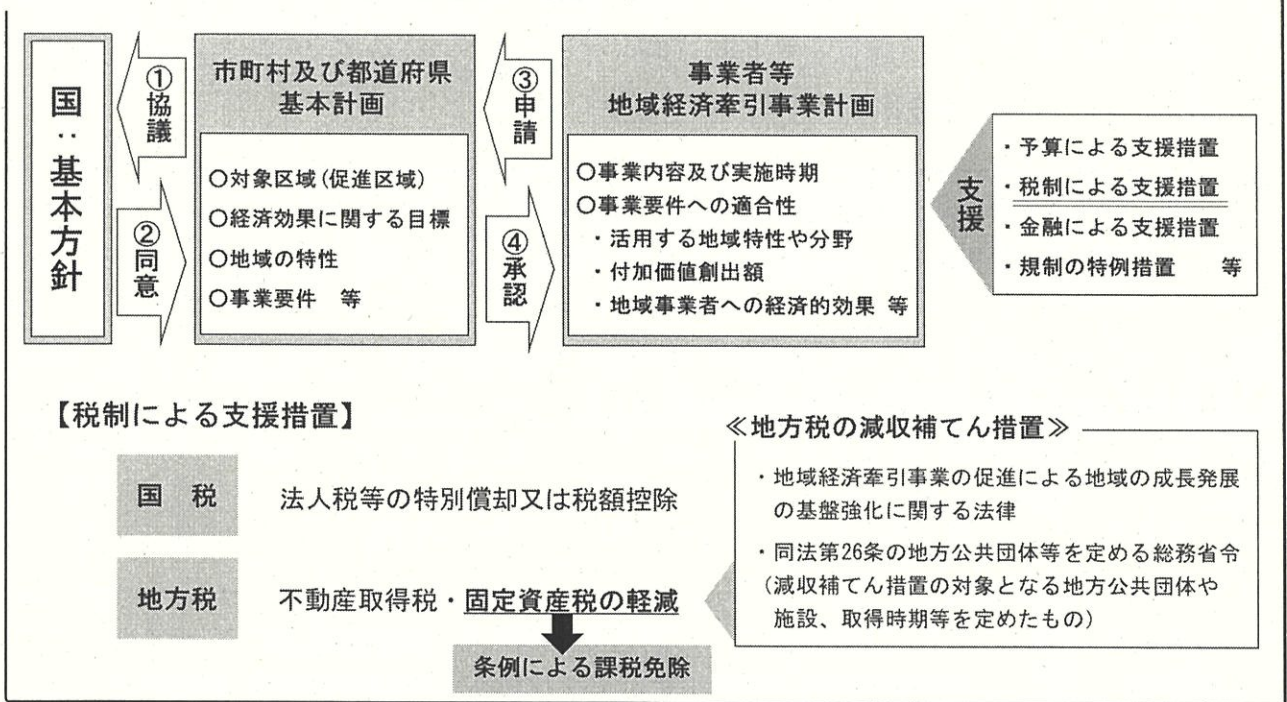
1 条例改正の概要

(1) 改正理由

条例は、国が同意した長崎県の地域経済牽引事業に係る基本計画に基づき、長崎県が承認した事業者について、対象施設に係る固定資産税を3年間免除するもの。

令和3年度税制改正において、地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置が講じられる場合等を定めた総務省令（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体を定める省令）が改正されたことに伴い、条例を改正する。

《 地域経済牽引事業に係る支援措置の概要 》



《 長崎県の基本計画の概要 》

概要	本県基幹産業である造船関連産業の技術力、豊富な農林水産資源など、地域の特性を活かしながら地域経済を牽引して波及効果を生み出す事業を、関係市町と一体となって支援し、地域経済の発展を目指すもの。
対象区域	長崎県内全市町
対象分野	①造船関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野 ②農林水産資源を活用した食品関連産業分野 ③世界遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野 ④造船関連技術等の集積を活用した環境・エネルギー関連分野 ⑤電子部品・デバイス・電子回路製造業やソフトウェア開発関連産業等の集積を活用した第4次産業革命関連分野
計画期間	平成29年9月29日～令和5年3月31日

(2) 改正内容

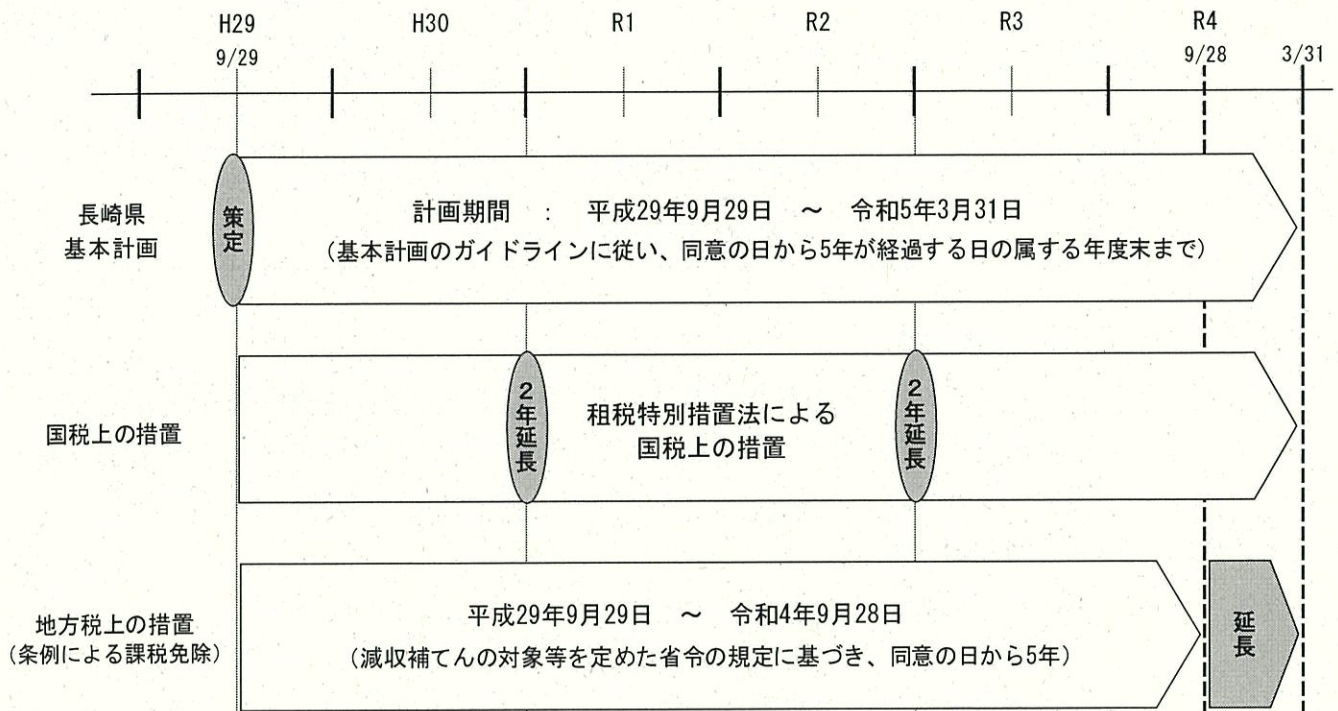
適用期限の延長 (令和4年9月28日まで ⇒ 令和5年3月31日まで)

	改正前	改正後
総務省令	国が基本計画に同意した日から 起算して5年以内	国が基本計画に同意した日から 令和5年3月31日まで
本市条例	平成29年9月29日(※)から 起算して5年以内 (令和4年9月28日まで)	平成29年9月29日(※)から 令和5年3月31日まで

※ 国が長崎県の基本計画に同意した日：平成29年9月29日

(長崎県の計画期間：平成29年9月29日～令和5年3月31日)

《長崎県の基本計画と税制上の措置の関係》



(3) 課税免除の内容等

		改正前	改正後
対象税目		固定資産税（土地・家屋・償却資産のうち構築物）	
措置内容		課税免除	
措置期間		3年間（新たに課税されることとなる最初の年度以降）	
要件	対象分野	①造船関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野 ②農林水産資源を活用した食品関連産業分野 ③世界遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野 ④造船関連技術等の集積を活用した環境・エネルギー関連分野 ⑤電子部品・デバイス・電子回路製造業やソフトウェア開発関連産業等の集積を活用した第4次産業革命関連分野	
	取得価格	農林漁業及びその関連業種：5,000万円超 その他の業種：1億円超	
	設置時期	平成29年9月29日から5年以内	平成29年9月29日から令和5年3月31日まで
補てん措置		課税免除による固定資産税の減収額の3/4（普通交付税）	
対象自治体		財政力指数 0.67未満の市町村（長崎市：0.59）	
条例の効力		令和4年9月28日まで （平成29年9月29日から5年間）	令和5年3月31日まで

(4) 条例の施行日

公布の日（ただし、令和5年3月31日限り、その効力を失う。）

(5) 課税免除適用実績

年度	適用件数	内訳		課税免除額 ア	減収補てん額 イ	実質負担額 ア-イ
		継続	新規			
R1	2件	1件	2件	2,783千円	2,087千円	696千円
R2	3件	2件	1件	10,039千円	7,529千円	2,510千円
R3	4件	3件	1件	18,673千円	14,006千円	4,667千円

※R3現在の適用4件は、全て「①造船関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野」

2 条例の新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>長崎市地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例</p>	<p>長崎市地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例</p>
<p>平成25年7月8日条例第36号</p>	<p>平成25年7月8日条例第36号</p>
<p>（目的）</p>	<p>（目的）</p>
<p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、事業者に対する固定資産税の課税免除を行うことにより、本市における地域経済牽引事業を促進し、もつて経済の成長発展の基盤強化を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、事業者に対する固定資産税の課税免除を行うことにより、本市における地域経済牽引事業を促進し、もつて経済の成長発展の基盤強化を図ることを目的とする。</p>
<p>（定義）</p>	<p>（定義）</p>
<p>第2条 この条例における用語の意義は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）で使用する用語の例による。</p>	<p>第2条 この条例における用語の意義は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）で使用する用語の例による。</p>
<p>（課税免除）</p>	<p>（課税免除）</p>
<p>第3条 市長は、承認地域経済牽引事業のための施設のうち対象施設を促進区域内（本市の区域内に限る。）に設置した承認地域経済牽引事業者について、平成29年9月29日から起算して5年内 _____ に設置した当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下この条において「課税免除対象施設等」という。）に対しては、この条の規定の適用を受けなければ当該家屋（家屋を建設しないときは、当該構築物）に対して固定資産税が課税されることとなる最初の年度以降3箇年度において、固定資産税を課さない。ただし、当該承認地域経済牽引事業者が、同一の課税免除対象施設等に対して課される固定資産税について、他の条例の規定による課税免除の適用を受ける場合は、この限りでない。</p>	<p>第3条 市長は、承認地域経済牽引事業のための施設のうち対象施設を促進区域内（本市の区域内に限る。）に設置した承認地域経済牽引事業者について、平成29年9月29日から令和5年3月31日までに設置した当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下この条において「課税免除対象施設等」という。）に対しては、この条の規定の適用を受けなければ当該家屋（家屋を建設しないときは、当該構築物）に対して固定資産税が課税されることとなる最初の年度以降3箇年度において、固定資産税を課さない。ただし、当該承認地域経済牽引事業者が、同一の課税免除対象施設等に対して課される固定資産税について、他の条例の規定による課税免除の適用を受ける場合は、この限りでない。</p>
<p>（課税免除の申告）</p>	<p>（課税免除の申告）</p>
<p>第4条 前条の規定の適用を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、課税免除を受けようとする各年度の初日の属</p>	<p>第4条 前条の規定の適用を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、課税免除を受けようとする各年度の初日の属</p>

する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象施設の所有者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 対象施設の所在地及び業種
- (3) 対象施設の用に供する家屋又は構築物の建設着手年月日、取得年月日及び取得価額
- (4) 対象施設の用に供する家屋又は構築物の敷地である土地の所在、地番、地積、取得年月日及び取得価額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(地位の承継)

第5条 第3条の規定による課税免除を受けた承認地域経済牽引事業者(以下この条において「課税免除事業者」という。)について、当該課税免除に係る承認地域経済牽引事業の承継があつたときは、その承継する事業者は、課税免除事業者の地位を承継する。

(課税免除の不適用)

第6条 市長は、承認地域経済牽引事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定による課税免除を適用しないものとする。

- (1) 市税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納しているとき。
- (2) 長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下この号において「暴力団員等」という。)であるとき、又は法人にあつてはその役員若しくは事業所の代表者が暴力団員等であるとき。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成34年9月28日限り、その効力を失う。ただし、その時までに対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者に対するこの条例の規定の適用については、この条例は、その時以後も、なおその効力を有する。

する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象施設の所有者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 対象施設の所在地及び業種
- (3) 対象施設の用に供する家屋又は構築物の建設着手年月日、取得年月日及び取得価額
- (4) 対象施設の用に供する家屋又は構築物の敷地である土地の所在、地番、地積、取得年月日及び取得価額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(地位の承継)

第5条 第3条の規定による課税免除を受けた承認地域経済牽引事業者(以下この条において「課税免除事業者」という。)について、当該課税免除に係る承認地域経済牽引事業の承継があつたときは、その承継する事業者は、課税免除事業者の地位を承継する。

(課税免除の不適用)

第6条 市長は、承認地域経済牽引事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定による課税免除を適用しないものとする。

- (1) 市税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納しているとき。
- (2) 長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下この号において「暴力団員等」という。)であるとき、又は法人にあつてはその役員若しくは事業所の代表者が暴力団員等であるとき。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者に対するこの条例の規定の適用については、この条例は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の位置部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第3条第1項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画及び同条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って設置した対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

[新設]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の位置部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第3条第1項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画及び同条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って設置した対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

3 関係法令（抜粋）

○地方税法

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）

第六条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第二十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、承認地域経済牽引事業のための施設のうち総務省令で定めるものを促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条に規定する当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条に規定する当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令

（法第二十六条に規定する総務省令で定める地方公共団体）

第一条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第二十六条に規定する総務省令で定める地方公共団体は、当該地方公共団体の区域に係る法第四条第六項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値が〇・五二に満たない都道府県又は〇・六七に満たない市町村とする。

(法第二十六条に規定する総務省令で定める施設)

第二条 法第二十六条に規定する総務省令で定める施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 一の施設(一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。)であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。)及び当該家屋又は構築物の敷地である土地(同意日(当該同意日の同意が令和五年三月三十一日までに行われたものに限る。以下同じ。)以後に取得した土地であって、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)の取得価額の合計額が一億円(農林漁業及びその関連業種(製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。)に係るもの)にあっては、五千万円)を超えるものであること。
- 二 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積(機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積(以下この号において「共用部分の床面積」という。)を除く。)のうち当該対象施設に含まれる部分の床面積(共用部分の床面積を除く。)の占める割合が二分の一以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令第六条第二号又は法人税法施行令第十三条第二号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。)の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上のものであること。

(法第二十六条に規定する総務省令で定める場合)

第三条 法第二十六条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

- 一 不動産取得税 同意日から令和五年三月三十一日までに対象施設を設置した者(以下「施設設置者」という。)について、当該対象施設の用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をするこ

ととしている場合

- 二 固定資産税 施設設置者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合